

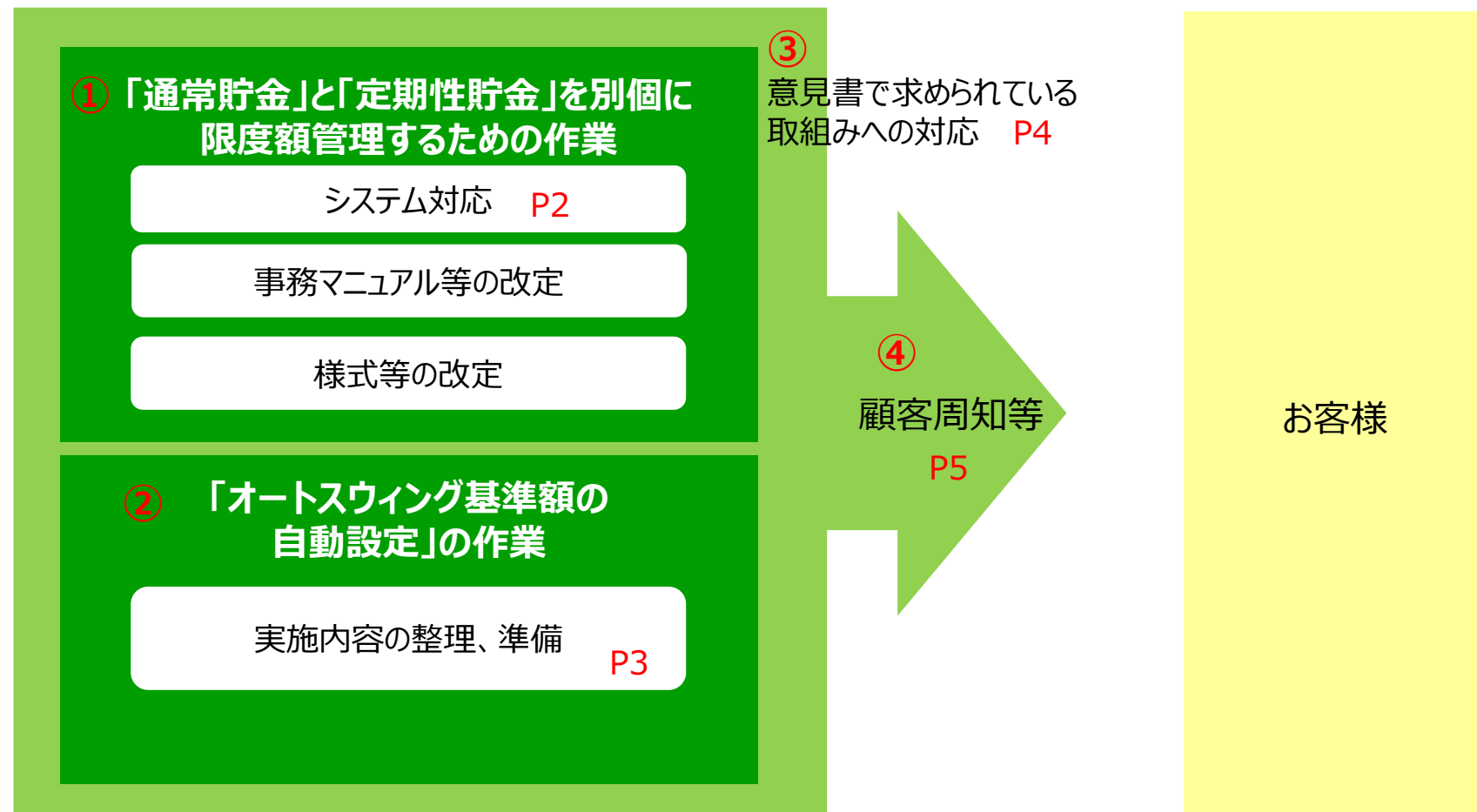
預入限度額制度改定に向けた準備状況等について

2019年3月25日
株式会社ゆうちょ銀行

0 限度額制度改定に向けた準備作業（概要）

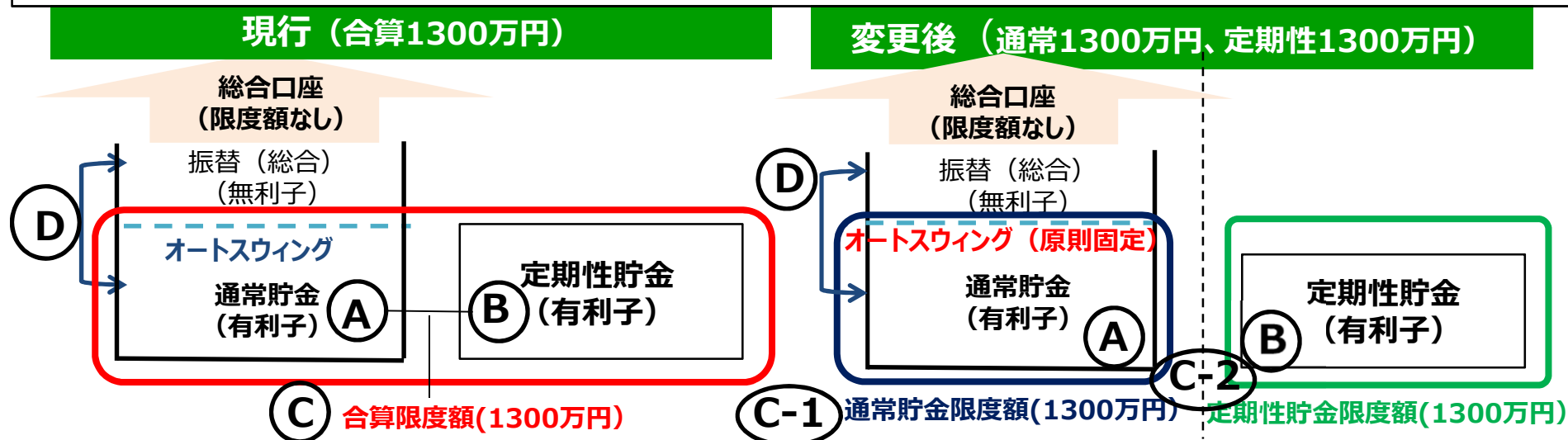
限度額制度改定に向け以下の作業を進めている所

- ① 「通常貯金」と「定期性貯金」を、別個に、限度額管理するための作業
- ② 「オートスウィング基準額の自動設定」のための作業
- ③ 意見書で求められている取組み等への対応
- ④ 上記①、②についての顧客周知



1 「通常貯金」と「定期性貯金」を別個に限度額管理するためのシステム対応

- 限度額については、「預入時（勘定系システム）」・「月次（情報系システム）」で各々チェックを実施。
- 「通常貯金限度額」と「定期性貯金限度額」の2つの限度額に対応し、各々のチェックを制御するテーブルを1つずつ新規増設し、2つずつに変更 ⇒ **開発を完了し、他の開発案件と同様の定例試験を実施済み**
- 念押しの確認として、公布された政令に沿った金額や実施日をテーブルに設定した上で、実取引データを流す形で最終検証を実施済み



管理の仕組み		現行	変更後
預入時チェック (補助チェック)	A	通常貯金預入時に合算限度額の超過をチェック	通常貯金預入時に 通常貯金限度額 の超過をチェック
	B	定期性貯金預入時に合算限度額の超過をチェック	定期性貯金預入時に 定期性貯金限度額 の超過をチェック
月次チェック（事後）	C	月1回、各口座残高を名寄せし、合算限度額の超過をチェック	月1回、 通常貯金、定期性貯金ごとに 名寄せし、 それぞれの限度額 の超過をチェック(C-1、C-2)
オートスウィング	D	預金者自身で、 定期性貯金残高を考慮し 、通常貯金の上限額を設定	・通常貯金限度額（1300万円）で原則、固定 ・例外：通常貯金の複数口座保有者 預金者個別事情（法人、ペイオフ） } 個々に設定

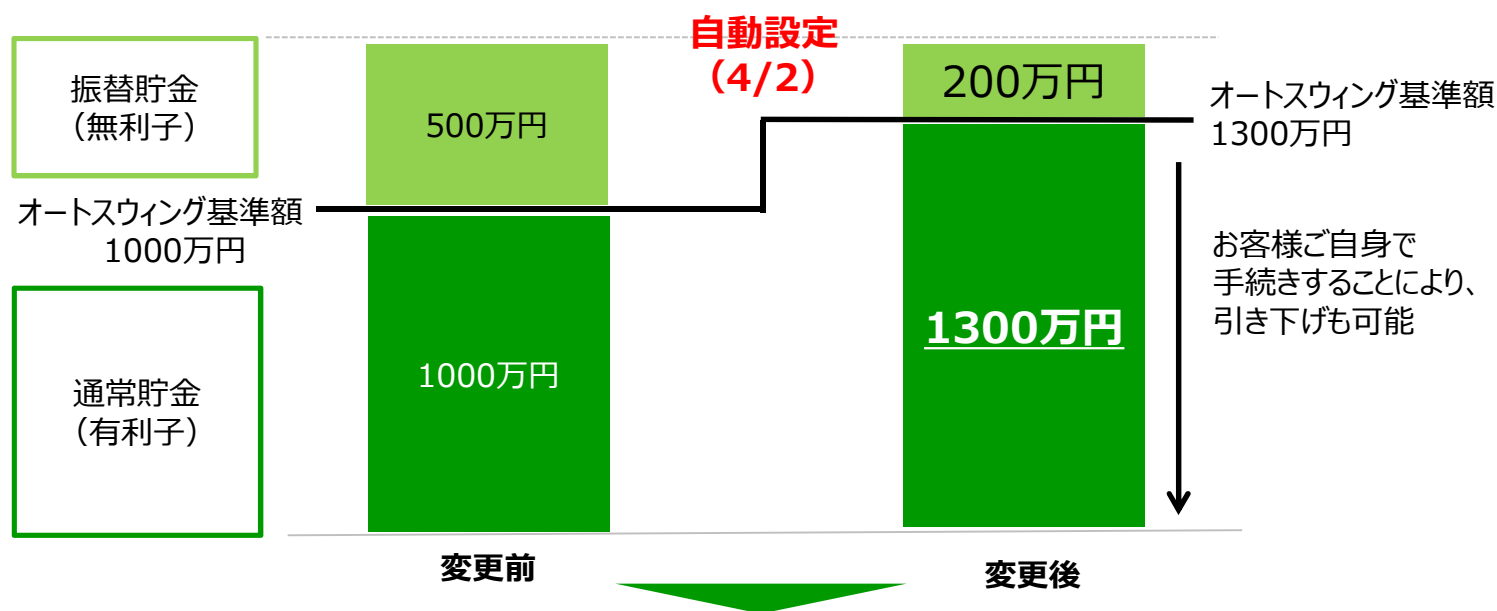
2 「オートスウィング基準額の自動設定」の実施準備

- 制度改正に伴い、オートスウィング基準額が、一律、「通常貯金限度額」（1300万円）に固定される



- (1) 新規開設口座について、「オートスウィング基準額＝通常貯金限度額(1300万円)」をデフォルト化
- (2) 既存預金者について、4月2日に、自動的にオートスウィング基準額を1300万円に設定

オートスウィング基準額の自動設定（例：総合口座に1500万円預入されており、オートスウィング基準額1000万円としている場合）



- オートスウィング基準額の自動設定により、「振替貯金（無利子）→ 通常貯金（有利子）」へ自動振替
⇒ 「お客様の手を煩わせることなく、オートスウィングを管理する」という民営化委員会意見※に対応
- 公益法人等、利子受取を望まない預金者に配慮し、一部預金者については、個別に周知を行った上で、「オートスウィング基準額の自動設定」の対象から除外

※ 郵政民営化委員会『郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見について』(18.12.26) P31
「定期性貯金の残高に応じて利用者自らが通常貯金に係るオートスウィング基準額を変更しなければならないという負担は概ね解消され、原則として、オートスウィング基準額の自動設定が可能」

3 貯金獲得インセンティブ撤廃への対応

○ 意見書で求められている「貯金獲得に係るインセンティブの他の評価項目への振替等による撤廃」について、以下の通り、対応を実施

#	対応内容
1	ゆうちょ銀行（直営店）及び日本郵便（郵便局）の業績評価の見直し ⇒ 貯金獲得に係る業績評価項目を廃止 し、投信等の他の評価項目への振替
2	日本郵便の貯金獲得に係る営業手当の他項目への振替については、可及的速やかに実施すべく、対応中。
3	日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行の 3社長連名のトップメッセージを発出
4	指示文書において、預入限度額の改定を契機とした、他の金融機関からの預け替え勧奨を慎むよう指示
5	引き続き、貯金種類別の 残高状況や他業態との預金増減率の比較のモニタリングを継続 加えて、詳細分析として、流動性・定期性貯金ごとの預金残高階層の状況を注視

4 顧客周知

- 預入限度額の制度変更やオートスウィングの自動設定について、公布日以降、ゆうちょ銀行ホームページや店頭でのチラシ配布等により、周知を実施

周知方法	時期	周知内容
プレスリリース	公布日	○ 預入限度額制度の変更概要 ○ 預金保険の保護対象に変更がないこと ○ オートスウィング基準額の自動設定の概要 (任意の基準額に変更したい場合は手続により可能なこと)
ゆうちょ銀行ホームページ	公布日以降	
店頭（チラシ・ポスター）		

※ オートスウィング自動設定の対象外のお客様（P3参照）については、オートスウィング基準額の変更が必要な場合はご自身で設定頂きたい旨を個別に周知